**平成２５年（フ）第２０９号**
旭川市３条通15丁目第一市場
破産者　有限会社銀座鮮魚店
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３６号**
群馬県伊勢崎市堀下町571番地２、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市掘下町1047番地
破産者　松島　征夫
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第１１２号**
静岡県伊東市吉田820番地10
破産者　伊豆観光物商株式会社
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第２１１号**
静岡県浜松市中区上浅田２丁目６番21号
破産者　有限会社今井電機商会
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第４１６号**
静岡県浜松市中区富塚町802番地の12
破産者　有限会社林屋
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第５００号**
静岡県浜松市浜北区中条232番地の２
破産者　アルティメットプラス株式会社
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第１６６号**
愛知県豊橋市小畷町445番地
破産者　有限会社フロリネ
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２４年（フ）第１３８号**
滋賀県湖南市三雲1283番地１
破産者　甲西石油有限会社
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第２６号**
京都府京丹後市峰山町荒山294番地の２
破産者　月のあかりこと　東宇　英司
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

**平成２４年（フ）第１４２９号**
福岡県春日市松ヶ丘４丁目73番地２、住民票上の住所福岡県春日市下白水南７丁目45番地
破産者　村上　和成
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８８４号**
福岡市中央区今泉２丁目５番24号
破産者　藤岡　忠彦
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１１７２号**
福岡市南区屋形原４丁目22番30号
破産者　出野　國明
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第９６８号**
福岡市西区徳永北10番２―105号
破産者　佐藤　圭一
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１８４７号**
福岡市早良区高取１丁目18番１―301号
破産者　平山　弘幸
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０２０号**
福岡県筑紫野市原田１丁目２番地７
破産者　長尾　潤一
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０９９号**
福岡県大野城市乙金台２丁目18番31号
破産者　本村　祐一
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第３０５号**
沖縄県島尻郡久米島町字仲泊1157番地　２Ｆ
破産者　國吉　清伸
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第１８４１号**
札幌市中央区南13条西10丁目２番25―606号
破産者　今　　秀樹
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６１号**
栃木県栃木市境町33番４号
破産者　森戸　　勇
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第６２号**
栃木県栃木市境町33番４号
破産者　森戸　チカ
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第８４号**
栃木県足利市朝倉町３丁目32番地10
破産者　佐藤　由美
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部